



快適に在宅介護を極意する

秘
ここだけの話

長尾和宏の

在宅医だから
伝えたい！



介護が必要な状態である人を放置することを「介護放棄」と言います。それは年々増えているように感じています。今月は、介護放棄におけるケアマネの役割について考えていきましょう。

介護放棄で亡くなるのは 年間20～30件というが……

日本では、子どもに対しての育児放棄に「ネグレクト」という言葉をよく使いますが、それを高齢者に置き換えたのが介護放棄だと僕は認識しています。具体的には、食事を与えない、オムツ交換などの排泄ケアを行わない、入浴させないといった行為ですが、その他、コミュニケーションを取らない、いつも孤独な状態に置いておくというのも、ご本人の尊厳を奪うという観点からは介護放棄と言えるでしょう。また、病気があり医療機関への受診が必要であるにもかかわらず、受診する機会を与えないことも介護放棄にあたります。

介護放棄は徐々にエスカレートしていく傾向にあり、暴力に発展する場合や、介護が必要な高齢者だけを置

きざりにして家族が家を出してしまうというケースもあります。介護放棄により高齢者が死に至ったケースは年間20～30件あると報告されていますが、実際はもっと多いのではないでしょうか。家族を見殺しにすることは、文字通り、殺人です。法的には、同居の家族が介護をしないことで死に至らしめた場合は、「保護責任者遺棄致死罪」という案件になるそうです。

私が立ち会った 介護放棄の壮絶現場

僕も、「介護放棄」の現場に立ち会ったことが何度かありました。2つのケースを紹介しましょう。

自宅で商店を営んでいたあるご家族は、ほぼ寝たきりの80代の親を、離れに閉じ込めっていました。ケアマネさ

んから連絡を受けて僕が駆け付けたときには、その方は離れた部屋で痩せた犬や猫と一緒に裸に近い恰好で寝ていました。排泄ケアもされておらず、猫のものなのか犬のものなのか、人のものなのか分からぬ糞尿臭が部屋に蔓延していました。

怒りに震えながら、僕は家族のもとに行きました。しかし家族は、母屋の店舗で何食わぬ顔をして、愛想よく接客をしていました。客がはけたところで、僕が、「あなた、自分のやっていることを分かっていますか？ 犯罪ですよ。今すぐ在宅医療を入れましょう」と言うと、笑顔は消え去り、鬼のような形相に変わりました。

「放っておいてくれ！」と在宅医療の契約を拒否するだけでなく、「家族のことに口を出すな。あなたは死んだ

後にだけ来てくれたらしいから」とまで言い放つのです。「なぜこんなことをするのか」と聞けば、「金も時間もないから、働くだけで精一杯だ」と。

ケアマネに相談し、なんとか家族を説得して訪問看護を週1回程度入れ、清潔さは取り戻しました。僕は月に1回だけ訪問診療をしながら、2カ月後に看取りました。僕は、『ばあちゃん、介護施設を間違えたらもっとボケるで!』(丸尾多恵子氏との共著)という本を出していますが、家族によつては逆になる場合もあります。本当にあれで良かったのか、という疑問が今でも胸に残っています。

お店を営んでいるということもあり、事を大きくすれば営業妨害となって、ご家族の経済が立ちいかなくなるだろうという思いからの遠慮もありました。しかし、よく考えれば僕も共犯者かもしれない。やはり行政の力を借りて引き離したほうが良かったのか? 罪の意識がまったく無い自営業者の家族とどう対峙すべきか。今も答えは見つかっていません。

警察に通報するとすでに亡くなっていた

2例目は、介護放棄から遺体放置に至ったケースです。ある日突然、行政の相談員と知らないケアマネさんから、あるお宅の往診を依頼されました。「1週間前から明らかに家の様子がおかしい。利用者を最後に見たペルバー曰く、『衰弱が激しかったので介護放棄だろう。もう亡くなっているかもしれない』。しかし息子が絶対に家に入ってくれないので、生きている

かどうか、長尾先生に確認してもらいたい」と言うのです。

僕はすぐに往診しました。呼び鈴が壊れていたのでドアをコンコンと叩きました。すると息子らしき男性が窓を開けて絶叫しました。「帰れ! 帰れ! お前らはおれを殺しに来た犯罪者だ! 帰れー!」と金切声を浴びせてくるのです。こちらが何か言えば、さらに興奮して、「ぶっ殺すぞ!」と叫び、入り口は絶対に開けてくれません。一緒に立ち会ってくれた善意の民生委員や近隣住民は、連日の騒ぎに困り果てている様子。聞けば、そうやって10年以上もの間、大声で叫びまわっているそうで、周囲の家は恐怖のあまり引っ越ししていったとのこと。

僕は、「その息子はおそらく統合失調症という病気なので措置入院が必要です。すぐに警察に連絡して拘束しましょう」とケアマネや行政の人間に説明しました。そもそも「ぶっ殺すぞ!」だけでも立派な恐喝罪ですから迷いませんでした。しかし実際には、警察に通報するという決断は、ケアマネさんだけでは怖くて、なかなかできないものなのかもしれません。

果たして翌日、警察が入ると案の定、親は亡くなっていました。死後数日以上経っていたそうで、検視となりました。息子は警察車両で精神病院に運ばれ、そのまま入院に。<8050問題>の最も悲劇的なケースだと思いました。

僕がしたことはたったひとつ。「警察に連絡しないと解決しない」という判断でした。虐待を疑うケースは、疑いを持ったらすぐに通報をする。これ

は、児童虐待でも高齢者虐待でも同じことです。通報することで、救える命がある——介護放棄と聞くと、まずはこの2つのケースが頭に浮かびます。それ以外にも、とても難しいケースばかりを経験してきましたが、大切なことは「目を逸らさない」、「逃げない」、「家族の言いなりにならない」ことだと思います。そして多職種と行政が知恵を出し合い考えることです。

介護放棄する家族の特徴と向き合い方

親の介護を放棄するまでに至った子どもの気持ちの背景に迫るために、まずは丁寧に対話をするしか手はありません。時間をかけて親子関係について聞いていくと、幼少時に良い思い出が無いことがほとんどで、「親に愛された記憶が一度も無い」と回想する子どもが多いのです。

ネグレクトや虐待をされた子どもは、あの辛い日々からやっと逃れて何十年も経った今、なぜ親を介護しなければいけないのか分からなくなるのです。もちろんそれだけではなく、先のケースのように精神疾患を持つ患者が家族内に複数いて、さらに介護者にも精神疾患があるために介護放棄となっている場合や、結局、親子ともに認知症だったということもあります。排泄問題をきっかけに、ケアしきれなくなってしまった母と息子の二人暮らしという家庭もあります。また、夫婦間では、長年DVをされていたり、浮気をされていた夫を恨んで、仕返しのように介護放棄をするな

ど、構図は実に多様です。「貧困と疾病」、「毒親と要介護」などと単純化することは簡単ですが、ひとつひとつの場合には、丁寧に介入する必要があります。

介護放棄の困難事例には行政の力を借りる

コロナ禍で、今後もますます介護放棄は増えていくと予測しますが、ケアマネはどのように、支援の段階を踏むべきでしょうか。

まずは、本人と家族の話を1時間程度の時間をかけてよく聞きましょう。本人も家族もなかなか介護放棄を認めないでしょうが、まずはそれを指摘せずに、ただただ傾聴してみましょう。たったそれだけでも態度が変わることがあります。

第二段階としては、家族抜きでのケア会議を招集して、多方面から情報収集をしましょう。具体的にどんなことが起きているのかを列挙して、その背景を多職種で考え、その地区的地域包括支援センターのケアマネや生活相談員に相談しましょう。介護放棄や虐待の背景には経済的困窮が絡んでいることが大半です。金銭問題がありそうならば役所の担当者や後見人をつける場合もあります。あるいは、生活保護のケースワーカーに相談する場合もあります。

第三段階は、介護家族にも認知症が疑われるケースになりますが、その場合には認知症サポートチームへの依頼も考えます。まずは各自治体の医師会に相談しましょう。医師会には国が主導している認知症サポート

医が中心となった、「認知症初期集中支援チーム」が登録されていますので力になってくれます。

第四段階までくれば、それは困難事例ですから行政に相談して、「地域ケア会議」での事例検討にあげてもらいましょう。多職種が集まると色々な知恵が出てきます。大切なことは医療・介護の多職種だけで解決しようと/orするのではなく、行政の力も借りることが肝要です。

親の介護は子どもの義務か? 今こそ国は介護する家庭を救え

親の介護は子どもの義務です。法律的に見ても、倫理的に見ても、義務です。しかし「義務」であっても「強制」ではありません。殺したいほど憎い相手に対して、良い介護など、できるわけがありません。しかし、嫌いだった親が認知症になり、介護を始めてからやっと愛せるようになったという子どもも何人か知っています。「愛されていなかったというのは自分の思い込みで、老いた親を抱きしめたときに、抱きしめられた遠い昔の記憶が蘇りました」と話してくれた人もいます。

いずれにせよ、認知症の人がいる家庭を孤立させないために、今こそ国は本腰を入れるべきなのです。「人道支援」は、世界的な問題だけでなく、すぐ隣で起きている深刻な国内問題にも必要なのです。

ケアマネの仕事はケアプラン作成に留まらず、時には介護放棄にも向き合う職種ですが、実はそれは日本医師会が推進する「かかりつけ医制

度」も同じです。

介護現場の状況を踏まえ、お互いが抱えている悩みを相談しあう場を研究会やオフ会という形で提供するのも、医師会やケアマネ協会の仕事だと思います。介護放棄に立ち向かうためには、医療職・介護職がプロとして知恵を出し合うしか道はありません。

介護放棄の延長に「看取り放棄」はあるか?

看取り放棄は現実にあります。しかしそれは介護放棄の延長ではありません。そもそも介護放棄が続いていると、「放置死」はあれど看取りには至りません。虐待が起きたり、最悪の場合は殺人などの事件に発展したりするからです。

ですから、介護放棄をしている家族に、僕から看取りの準備の話をすることはできません。看取りの前に「分離」です。そのためには、公的な職種の介入が必須です。抵抗する家族には、行政から必要な文書を発行してもらいます。介護放棄された要介護者を「シェルター」と呼ばれる安全な場所に移し、そこで介護を続けることもあります。

家族から分離された高齢者は憐れな存在でしょうか? 僕はそうは思いません。人間には、「忘却」という、ものすごい能力があります。認知症を発症するということは、家族という残酷な柵(しがらみ)や過去から解放された状態になる、ともいえます。他人のような家族よりも、家族のような他人の関係。そのカギを握っているのが、ケアマネなのです。

変わりゆく時代のケアマネジャー応援誌

2021年11月30日発行(毎月30日発行) 第32巻第12号 通巻364号
1995年3月14日第三種郵便物認可

月刊ケアマネジメント

12月号



特 集

介護保険は
ヤングケアラーを救えるか?
子
ど
も
介
護
者

新連載

現役ケアマネジャー議員とともに考える「介護×政治」
介護は政治で変えられる!

連載

長尾和宏の「在宅介護を快適にする極意」
介護放棄に対するケアマネジャーの役割

特別企画

ICTによる多職種での情報共有を